

令和6年5月27日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、令和6年4月22日付け（同月25日受付）司法行政文書の開示に関する苦情の申出書に記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

- (1) 最高裁判所事務総局行政局第一課事件係に送付された受理報告及び終局報告のうち、老人福祉法11条1項2号に基づくやむを得ない事由による措置の取消請求に対する判断が判決主文に含まれているもの（令和5年分）
- (2) 最高裁判所事務総局行政局第一課事件係に送付された受理報告及び終局報告のうち、高齢者虐待防止法13条に基づく面会制限の取消請求に対する判断が判決主文に含まれているもの（令和5年分）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の各開示の申出に対し、令和6年4月12日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 最高裁判所においては、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、保存期間を1年以上とする必要のないものは、短期保有文書として事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされている（平成24年12月6日付け事務総長通達「司法行政文書の管理について」記第4の3の(4)、同日付け秘

書課長通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」記第
11の2の(5)。

(2) 本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）としては、令和2年3月13日付け行政局第一課長事務連絡「行政・国賠・労働・知財事件に関する報告について」（以下「報告事務連絡」という。）に基づき提出された受理報告（訴状写しの提出）及び終局報告（判決データの提出）が考えられるが、いずれも最高裁判所の担当部署において所定の処理を行った後、保有する必要がないため短期保有文書として隨時廃棄している。

そして、提出された受理報告及び終局報告の中に、1記載の各事件に係る報告が含まれているのか不明であり、そもそも取得していないのか、取得していが所定の処理を行った後に廃棄されたのか判然としない。

(3) 苦情申出人は、平成27年3月26日付け最高裁判所事務総局行政局第一課長の書簡からすれば本件開示対象文書は存在する旨主張する。

しかし、上記書簡記載の報告については、報告事務連絡において、令和2年4月1日に受理又は終局した事件から、同事務連絡記載の要領によることとされ報告の方法等が改められている。そして、報告事務連絡に基づく報告を対象として探索した結果、本件開示申出文書が存在しないことは上記のとおりである。

(4) よって、原判断は相当である。